

林野火災注意報・警報が発令された場合の規制について

林野火災注意報・警報が発令された場合、火災予防条例第 29 条の規定により、下記のとおり『火の使用の制限』がかかります。

- 1 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 2 煙火を消費しないこと。
- 3 屋外に置いて火遊び又はたき火をしないこと。
- 4 屋外においては、引火性又は爆発性の物品
その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- 5 山林、原野等の場所において喫煙をしないこと。
- 6 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。



林野火災注意報・警報発令時『火の使用の制限』に従わなかった場合について

林野火災注意報は、林野火災警報発令の前段階に位置付けられ、罰則を伴わない努力義務を課します。

林野火災警報は、『火の使用の制限』に違反した者に対して 30 万円以下の罰金または拘留に処することが消防法で定められています。（消防法第 44 条）

		林野火災 注意報	林野火災 警報
発令基準 (1月から5月までの期間中)		次の (①+②) または (①+③) に該当した場合 ① 3 日間の合計降水量が 1 mm以下 ② 前 30 日間の合計降水量が 30 mm以下 ③ 乾燥注意報が発表	林野火災注意報の発令 + 強風注意報が発表
規 制	区 域	発令された該当 市町村 全域	
	内 容	『火の使用の制限』について努めなければならぬ <u>努力義務</u>	『火の使用の制限』について従わなければならない <u>義務</u>
	罰 則	なし	30 万円以下の罰則又は勾留 (消防法第 44 条)
発令時の措置		<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線等やホームページ等での広報 ・ 市町村及び消防団への通報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線やホームページ等での広報 ・ 市町村等の各県警機関への通報 ・ 消防車両による巡回広報など